

議 事 録

文教厚生常任委員会

平成30年12月10日（月）

開 会	
委 員 長	皆さん、こんにちは。 議会でお疲れのところ、引き続き文教厚生常任委員会を開会いたします。 (14:00)
委 員 長	それでは、これより本委員会に付託されました請願第2号『「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書』を議題とし、審査を行います。 まず、本日の出席者を御紹介します。 請願者であります、福岡県教職員組合朝倉支部支部長、下田哲士様。
下田支部長	下田です。よろしくお願いします。
委 員 長	紹介議員の山本一洋議員。
山本(一)議員	はい、お疲れです。よろしくお願いします。
委 員 長	担当の部局としまして、教育課長です。
教育課長	よろしくお願いします。
委 員 長	以上の方々です。 お忙しい中、御参集いただきありがとうございます。 次に、請願趣旨について請願者の説明を求めます。 福岡県教職員組合朝倉支部、下田哲士さん、お願いします。
下田支部長	どうもありがとうございます。 筑前町議会におかれましては、これまで幾度となくこの請願を採択していただきまして、本当にありがとうございます。今年もこういう機会をいただきまして、本当に感謝申し上げます。 さて、請願事項は2点。子どもたちの教育環境改善のための計画的な教職員定数改善の推進、それから2つ目は、教育機会均等と水準の維持向上のための義務教育費国庫負担制度を2分の1に復元することという請願をしております。 1点目の教職員定数改善の部分で、特に少人数学級推進に関わりまして、日本は1学級当たりの児童生徒数が、あるいは教員1人当たりの児童生徒数が、世界的に見て非常に大人数になっております。資料の中にありますように、国際比較では圧倒的に日本のほうが多く、中学校でも小学校でも多くなっています。 こういう実態のもと、以前、第7次の教職員定数改善では、小学校1年生において35人以下学級が設定されました。その後、2年生まで拡大したんですが、その後ストップしたままで今に至っています。当時の文科省の教職員定数改善計画では、順次、全学年において35人以下学級を進めていくということだったんですが、それが今の段階ではストップして、様子を見るという形のままになっています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、当然国段階での国庫負担に裏づけされた定数改善計画の策定が必要だと思われます。 また、新しい学習指導要領が今度導入されていきます。授業時数が今回増えていきます。以前、外国語活動が導入されたときに、総合学習の時間をその外国語活動に充てていく、総時数的には変わらないというのがこれまでのパターンですが、だんだん増えていって、今度の学習指導要録では外国語活動が高学年で70時間と35時間増えて、当時随分議論はされたんですが、トータルでは減らすということではなく、結局増えていくだけ。学校現場から申しますと、今の時間割の中では非常に厳しくて、今、どこも学校の中で、週に1時間増やすのに苦慮しておるところです。 そういう実態の中で、そうやって授業時数も増える、指導内容も道徳が教科化されるなど変化している中で、やはり教職員の定数改善は必要だと思われます。 そのほかにも、実は教職員定数というのは、最初、学級担任の30人以下という人

	数だけ言いましたが、それ以外でもいじめ、不登校対応ですとか、日本語指導とか、いろんな形で若干ずつ増えています、全体的な国レベルでは、ごく少数での推進にしかありません。 学校現場における今のいじめ、不登校の問題や外国からの子どもさんの日本語指導ですとか、課題がだんだんと複雑化しています。その中で、私たち学校現場でも授業の内容を検討したり教材研究をしたりとか、時間を十分に確保して取り組んでいるところです。 一方で、しかし、文部科学省が公表しました、これはマスコミのほうでも随分話題になっていますし、先日もガイドラインという形で中央教育審議会のほうから出されているんですが、2016年度の文科省の調査結果では、週60時間以上働いている教員の割合が小学校で33%、中学校で57%と半数以上を占めています。週60時間以上の労働というのは、いわゆる過労死ラインと言われている月80時間を超える時間外労働に相当しています。 こういう実態が明らかになる中で、今、やっと中央教育審議会の中で協議がなされ、先日ひとまず今の段階で月45時間までというガイドラインが示されました。長時間労働が続く学校現場において、このようなガイドラインが決められたことには本当に感謝をしております。 しかし、学校現場の業務内容が変わらないままで、今の80時間を45時間に減らせと言われても、なかなかそこに行き着かないのが現状です。要するに、ガイドラインがこのまま数字だけの状態だったら、実効性は薄いものと言わざるを得ません。意識改革という面では確かに必要な部分はあるんですが、やはりそこは、業務内容そのままであれば教職員を増やす定数改善は欠かせないと思っていますところ。 義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革の中で、負担率が以前2分の1だったのが3分の1に引き下げられています。このことによって、それぞれの自治体において、厳しい財政状況の中で独自財源による定数措置も行われています。 先ほど最初に申しました35人以下学級も、地域あるいは県段階で、市町村段階で、独自の財源によって30人以下学級を推進しているところもありますが、結局それは、財政が豊かであればそこまでできるけれども、そうでないところではできない、いわゆる教育格差が明らかになっているのは、この2分の1から3分の1に引き下げられた結果でもあろうかと思います。 国の施策として当然財源をきちんと保障して、子どもたちは全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられる、これが憲法が要請している中身だと思っています。そこで、国庫負担率を以前の2分の1に復元することを要請いたします。 将来を担い社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は重要です。社会づくりやまちづくり、未来を担う人材と社会の主体性を育み育てていくためには、子どもや若者の学びをしっかりと支援していく必要があると思います。こうした観点から、政府予算編成において上記事項が実現されますよう、意見書提出を願います。 どうか請願の趣旨を御理解の上、意見書の採択をよろしくお願いしたいと思います。 以上です。
委員長	以上で、請願者からの説明が終わりました。 次に、紹介議員の説明を求めます。 山本一洋議員。
山本(一)議員	今、始まる前に、支部長であります先生とお話をさせていただきまして、私は議員にならせてもらって3回ほどこの請願の紹介議員になったかと思いますが、今、お話にも出てきましたけれども、毎回、この意見書を出してどう変わったのかを聞きまし

	た。いろいろお話を聞きますと、この意見書を出すことによって全国的なうねりを作りたいということのようです。 また、先生方の負担というものは本町でもあると思いますし、それを軽減させるための一助にもなっていると思いますので、ぜひともよろしくお願いをしたいと思います。 私からは以上でございます。
委員長	何かほかに補足説明がありましたらお願いします。
下田支部長	今の件でよろしいですか。 昨年も全国的な動きはどうですかと問われて、うまく答えられなかった部分があるんですが、一番は文科省を中心として私たちの組合も含めて請願に行っているんですが、文科省の大臣からはこんなふうに言われています。この請願も、実は全国全てにはなっていない。こうやって理解をもらった上で請願しているところと、なかなか請願できてないところ、結局請願まで至らないところもあって、全国全てということになっていないんです。その中で、文科大臣は私たちに、とにかく全ての地域から上げてくださいと。全国の全ての自治体をお願いしますという形であれば、財務省に対しても含めて、もっと強く言えるんですと、お願いしますと、昨年そういう話があったそうです。 それだけこの請願というのは文科省にとって大きな力になるし、それがもっともっと広がってほしい、もっと強くなっていきたいと考えていると聞いています。ここの1自治体だけでなく、全国的に集まったときにその願いはきちんと伝わっているんじゃないかなと思っているところです。 どうぞよろしくお願いします。
委員長	以上で関係者からの説明が終わりました。 これから、請願第2号に対する質疑に入ります。 請願者、紹介議員、当局に対し、御質疑がありましたらお願いします。
福本委員	今回の請願に対して、保護者並びに私たちも含めてですが、何か先生たちに加圧的なお願い、教育に対する結果を出してくださいとか、そういうお願いが過ぎて先生たちに負担になっておるのかなというふうな反省もあります、確かに。きょうの一般質問でもいろいろ執行部に要望等もあったし、何回も重ねてこの運動をお願いしてきた経緯は、今、説明でもありましたように、学校に行けば遅くまで電気がついていて、校長から早く帰ってくださいとか、学校と家庭と両立できるようにということで、先生たちの負担軽減も考えてはおります。この運動を基軸に私は根気強く要望していかないといけないというふうに思っております。 以上です。
委員長	ほかにございませんか。
矢野委員	今、先生が言われたように、全国的に出されてないところもあるということなんですけど、福岡県内の町村議会、市町村はどんなでしょうか。ほとんど出ているんでしょうか。
下田支部長	全体的には県内ぐらいいしわかりませんが、出ていないところも結構あります。私たちの組合の分でいくと、組合のほうからはほぼ全地域で出していますが、こういう場に諮ったときに反対の意見もあったり。 今、働き方改革で追い風が吹いていますが、以前の私たちへの厳しい言い方として、例えば「夏休みがあろうが」とか「先生たち楽やろうが」という地域の見方が強かった時代があったんですね。その時代は、教職員定数、例えば、今35人以下学級の話をしていますが、昔は45人やったやないか、50人やったやないかと、減ったやないかというのが、20年ぐらい前の厳しい言葉です。

	諸外国がどうなっているかを知らないんですね。諸外国は1学級20人台になっているんですね。特にヨーロッパ、アメリカはそうです。そういうのは私たちも知りませんでした。当時、最初勤めていた40人学級のときには知らなくて、だんだんそういう実態が出てきて、だんだん学校教育も厳しくなってきたときに、やっぱり定数は少なくあるべきじゃないかというのが一方の考えです。でも、少ない人数だけでオーケーじゃなくて、いじめ、不登校対応とか障がいを持った子への対応とか、そういういろんなケースを含めて定数改善に取り組んできたという実態があって、今、数はちょっと見えませんが、まだ全部の地域から上がっているとは言えないという状況があります。
矢野委員	県内分ですね。福岡県内。
下田支部長	はい。
矢野委員	県の町村議会という組織があるんで、そういうところに我々は出ますんで、そういうところにも働きかけたいというふうに思います。わかりました。
下田支部長	ありがとうございます。
梅田委員	それに関連ですけど、県内で何割ぐらい採択されているのかということですね。それと、1クラスの児童数というのは現状としてはだんだん減っていますが、この資料は2014年ですね。今、2018年ですが、その推移がどうなっているのでしょうか。
下田支部長	請願の割合は私もきちんと調べてきてはいないんですが、例えば7割、8割とかで、そんな高い数字じゃないです。もうちょっと落ちます。
梅田委員	5割はいつていますか。
下田支部長	はい。5割前後ですかね。 それで、議会請願が、一つは時期が6月、9月と、ちょっと今回、済みません、遅くなってしまったんですが、三つの時期的な違いもあったりして、ことしの分はまだ集約されていけませんので最終的にどんな感じかちょっとわかりませんが、そういうふうに、この内容そのものに丸々オーケーですと言えなかったり反対されるところも若干あるというのが本当のところなんです。 先ほどのデータの部分を私も新しいのを探してみましたが、毎年そのデータが出ているかどうかちょっとわからない部分もあって、データとして最新のを探し切れなかったんですが、数としてそんなに変わっていない。一人、二人の人数が変わっても日本自体が変わっていないので、諸外国も同じような数字で来ていると思います。
山本(一)議員	私は、補足ではありませんけれども、全県下でどんなふうな普及率なのかということについては、組織率、組織としてこれを申請をする段階で、組織の問題もあるかもしれません。ですから、これは教職員組合ですけれども、組織によって出すところと出さんところがあるというところもあるのかもしれません。言いにくいところもありますが、できるだけ全県、全国になるように、逆に私は議員という立場としては労働組合含めてやってもらいたいなという思いがあります。 以上です。
一木委員	お話のとおり、文科省のほうからも、そういうふうに全国の各県自治体からおおむね提出いただければ取り組みなりをしっかりと検討していかなくちゃいけないでしょうということみたいです。筑前町においても、この件については今まで何度も議会では上げさせてもらっています。今も出ていますように、だから、県内とか全国の中でも提出をしていただいていないところあたりに働きかけないと、僕らが何度も何度も出しても変わらないと思うんですよ、今回出しても。そこのところが一つの大きなポイントじゃないかなと思うんですね。だから、そういった動きをしていただかないと変わらないと思います。

梅田委員	働き方改革ということが言われていまして、当然教員の方の労働環境の改善が必要だと思いますが、教員に対してのサポーター的な考え方を文科省も出していると思います。事務量が多過ぎて本来の仕事ができにくいとか、部活動に関わるということで外部指導員などの方たちをお願いしようということも進められていますが、そういったことに関しては、この文章のどこの部分に入るんですか。あれだったらもう少しそういった部分も文章の中に入れたほうがいいのかと思いますし、先ほど一応ガイドラインが週45時間までとなっているけど現実はそうでないというようなことも言われました。せっかく出されるのであればそういう内容も含められたほうが、より中身の濃いものになると思うんですけど。
下田支部長	これはガイドラインという形で今回はおりているんですが、文科省も県教委も具体的な改善策というのを実はたくさんの項目で出されています。県教委のほうもこの件に関してはかなり一生懸命されていて、私たちも県教育委員会とお話ししたり事務所のほうとお話ししたときにはものすごく前向きなんです。とにかく、今年、来年と、できない、できないと話しているとみなさんが忘れていくので、とにかくこの一、二年で何とか具体的にしたいということで、県のほうも改善策をたくさん考えられて、それがおりてきているんです。 今、言われた分はわかるんですが、これができるんじゃないか、これができるんじゃないかと幾つも項目があって、こういう請願書にその一つ一つを書くのが大変かな、書きづらいかなと思う部分もあって、具体的には載せていないんですが、今の外部の部分は本当に一部でして、そのお金も具体的な取り組み、改善策が幾つも案としては出されていると。 厳しい、難しいのは、文科省がガイドラインを出して、それから県教委も出して、そして教育委員会までおりてきて、これが学校現場におりてきたときに、それが可能と思って一生懸命するのか、あるいは難しかりうでそこでストップするのか。私たち教職員にも実は諦めている人が中にはいます。難しかりうと思う人もいます。いわゆる業務改善がなされないのにどうやって改善できるんだと。結局、数も増えないし業務改善がされない中、意識改革がなかなか進んでいないというのが現状で、現場におりてきたときに一歩踏み出せていない。教育委員会段階ではかなり進んでいるところはあると思います。 先ほどの質問から言いますと、たくさんの業務改善内容の項目から選択していくのがよくて、書くともっとたくさんの項目になってしまうのかなと思っています。
梅田委員	この件で毎年出されておりますが、本当にこれが改善につながって実のあるものになっていかないといけないわけです。私たちもこの請願を採択して意見書を提出するに当たってはですね。だから、その辺の努力というのをもっとお願いしたいなと思います。
委員長	それでは、これで質疑を終わります。 以上で請願者からの説明が終わりましたので、請願者、紹介議員、教育課長の皆様には退席していただきます。 (下田支部長、山本一洋議員、教育課長退席)
山本(一)議員	どうぞよろしくお願いいたします。
下田支部長	どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。
委員長	では、これより討論に入ります。 まず、請願第2号に反対者の反対討論を許します。 (討論なし)
委員長	次に、賛成者の賛成討論をお願いします。 (討論なし)

委員長	討論がないようですから、以上で討論を終結いたします。 これより、請願第2号『「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書』を採決いたします。 請願第2号を採択することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
委員長	挙手全員です。 したがって、請願第2号『「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書』は採択と決しました。 お諮りします。 ただいま採択しました請願第2号は、お手元にお配りした請願書記載のとおり意見書を関係行政庁へ提出したいと思います。 これに御異議ありませんか。
河内委員	ちょっと待って。日付をきちんと書き直してもらわないといけない、意見書の。11月5日になってるんで。採決のときだから14日に書き直してから。
委員長	ほかにはないですね。 (なし)
委員長	では、異議なしと認めます。 したがって、請願第2号については、地方自治法第99条の規定により関係行政庁へ意見書を提出します。 なお、本委員会の審査結果報告書等の案文につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。 (異議なし)
委員長	御異議がありませんので、そのように決定いたしました。
閉会	
委員長	以上で、本委員会に付託された請願の審査は終了いたしましたので、文教厚生常任委員会を散会いたします。 お疲れさまでした。 (14:28)
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。 文教厚生常任委員長 奥野忠義